

令和2年 第2回(定例)日南町議会会議録(第5日)
令和2年3月25日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和2年3月25日 午前9時開議

日程第1	発議第2号	日南町議会基本条例の一部改正について
日程第2	発議第3号	日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
日程第3	議案第13号	日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について
日程第4	議案第41号	工事請負契約の変更について(令和元年度 日南町
TOWNS	NET	光化工事(第1期))
日程第5	議案第42号	日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について
日程第6	議案第43号	令和元年度日南町一般会計補正予算(第8号)
日程第7	議案第44号	令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第45号	令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
日程第9	議案第46号	令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第47号	令和元年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算
(第3号)		
日程第11	議案第5号	権利の放棄について(水道料金債権)
日程第12	議案第6号	権利の放棄について(町営住宅使用料債権)
日程第13	議案第9号	日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第14	議案第12号	第6次日南町総合計画(基本構想)の策定について
日程第15	議案第14号	日南町交通安全指導員条例の廃止について
日程第16	議案第15号	日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
日程第17	議案第16号	日南町監査委員条例等の一部改正について
日程第18	議案第17号	日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について		
日程第19	議案第18号	日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について		
日程第20	議案第19号	日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について		
日程第21	議案第20号	日南町消防団条例の一部改正について
日程第22	議案第21号	日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
日程第23	議案第22号	日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第24	議案第23号	日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正に
ついて		
日程第25	議案第32号	令和2年度日南町一般会計予算
日程第26	議案第33号	令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第34号	令和2年度日南町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第35号	令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第29	議案第36号	令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第37号	令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第31	議案第38号	令和2年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案第39号	令和2年度日南町下水道事業会計予算
日程第33	議案第40号	令和2年度日南町病院事業会計予算
日程第34	令和2年請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願書
日程第35	令和2年陳情第2号	日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回する
よう求める意見書採択についての陳情書		
日程第36	令和2年陳情第1号	日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書
日程第37	発議第4号	消費税5%への緊急減税を求める意見書提出について
日程第38	発議第5号	社会保障制度の充実を求める意見書提出について
日程第39	議員派遣の件	
日程第40	委員会の閉会中の継続調査について	
(議会運営委員会の調査)		
(総務教育常任委員会の調査)		
(経済福祉常任委員会の調査)		
(議会広報常任委員会の調査)		
(中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)		

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第2号	日南町議会基本条例の一部改正について
日程第2	議案第3号	日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
日程第3	議案第13号	日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について
日程第4	議案第41号	工事請負契約の変更について（令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事（第1期））
日程第5	議案第42号	日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について
日程第6	議案第43号	令和元年度日南町一般会計補正予算（第8号）
日程第7	議案第44号	令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第45号	令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第46号	令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第47号	令和元年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算 （第3号）
日程第11	議案第5号	権利の放棄について（水道料金債権）
日程第12	議案第6号	権利の放棄について（町営住宅使用料債権）
日程第13	議案第9号	日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第14	議案第12号	第6次日南町総合計画（基本構想）の策定について
日程第15	議案第14号	日南町交通安全指導員条例の廃止について
日程第16	議案第15号	日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
日程第17	議案第16号	日南町監査委員条例等の一部改正について
日程第18	議案第17号	日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について
日程第19	議案第18号	日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について
日程第20	議案第19号	日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について
日程第21	議案第20号	日南町消防団条例の一部改正について
日程第22	議案第21号	日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
日程第23	議案第22号	日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第24	議案第23号	日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正に ついて
日程第25	議案第32号	令和2年度日南町一般会計予算
日程第26	議案第33号	令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第34号	令和2年度日南町介護保険特別会計予算
日程第28	議案第35号	令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第29	議案第36号	令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第37号	令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第31	議案第38号	令和2年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案第39号	令和2年度日南町下水道事業会計予算
日程第33	議案第40号	令和2年度日南町病院事業会計予算
日程第34	令和2年請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願書
日程第35	令和2年陳情第2号	日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回する よう求める意見書採択についての陳情書
日程第36	令和2年陳情第1号	日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書
日程第37	議案第4号	消費税5%への緊急減税を求める意見書提出について
日程第38	議案第5号	社会保障制度の充実を求める意見書提出について
日程第39	議案第5号	議案第5号
日程第40	議案第5号	議案第5号

出席議員（10名）

1番 大西 健 保君 2番 古都 勝 人君
3番 岡本 健 三君 4番 荒木 博君

5番 檀 田 洋 一 君
7番 近 藤 仁 志 君
9番 坪 倉 勝 幸 君

6番 岩 崎 昭 男 君
8番 久 代 安 敏 君
10番 山 本 芳 昭 君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

局長		事務局出席職員職氏名		局長	
		書記			
町長	花 倉 幸 江 君	副町長	丸 山 順 也 君	町長	中 村 英 明 君
教育長	伊 田 典 穂 君	総務課長	丸 山 順 也 君	教育長	伊 田 典 穂 君
企画課長	伊 實 延 太 郎 君	教育次長	丸 山 順 也 君	企画課長	伊 實 延 太 郎 君
住民課長	浅 田 太 雅 史 君	病院事業管理者	丸 山 順 也 君	住民課長	浅 田 太 雅 史 君
農林課長	坂 本 文 彦 君	建設課長	丸 山 順 也 君	農林課長	坂 本 文 彦 君
福祉課長	渡 邊 輝 紀 君	保育園長	丸 山 順 也 君	福祉課長	渡 邊 輝 紀 君
会計管理者	長 崎 み よ 君	農業委員会事務局長	丸 山 順 也 君	会計管理者	長 崎 み よ 君

午後3時30分開議

○議長（山本 芳昭君）ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、令和2年第2回日南町議会定例会を再開いたします。

本日、午前7時ごろ、日南町役場に、役場に爆弾を仕掛けたという趣旨の電話があり、午前9時から開会予定の本会議が定刻に開催できませんでした。午後2時10分ごろに立入禁止が解除されたため、ただいまより本日の会議を開きます。

なお、本日、会議の再開時間がおくれたため、午後5時を過ぎても会議を続けますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの令和2年第2回定例会フォルダの追加報告書ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和2年3月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。1ページから11ページのとおり報告いたします。

同じく、本町の監査委員から、令和2年3月23日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき報告がありました。12ページから15ページのとおり報告いたします。

日程第1 発議第2号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第1、発議第2号、日南町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案の趣旨について説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西 保君）

発議第2号

日南町議会基本条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会基本条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年3月25日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 大 西 保

内容につきましては、このたび、日南町議会災害発生時対応要綱を策定、施行するに当たり、基本条例の第2条、議会の活動原則に、災害時の対応を追加するもの。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。
日程第1、発議第2号、日南町議会基本条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。
発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第3号

○議長（山本 芳昭君）タブレット3ページ。

日程第2、発議第3号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案の趣旨について説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

発議第3号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年3月25日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例。この条例の有効期限が令和2年3月31日で失効することから、改正により更新するものである。改正前、有効期限、この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。改正後、有効期限、この条例は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第2、発議第3号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイル69ページをお開きください。

日程第3、議案第13号、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回は行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第13号、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書ファイル4ページをお開きください。

日程第4、議案第41号、工事請負契約の変更について（令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事（第1期））を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第41号、工事請負契約の変更について（令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事（第1期））でございます。

次のとおり、工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名ですが、令和元年度、日南町 TOWNS-NET光化工事（第1期）でございます。変更の理由ですが、施工実績の最終精査による減額であります。

変更契約の金額ですが、契約金額、現在が6億649万500円でございますが、これを5億9,454万1,200円とするものでありまして、減額は1,194万9,300円、消費税込みでございます。

契約の相手方ですが、鳥取県鳥取市西品治字田島前ノニ816番地1、株式会社中電工、鳥取統括支社、執行役員支社長、二反田正克でございます。

内容につきましては、最終の数量の精査による変更でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第41号、工事請負契約の変更について（令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事（第1期））の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの5ページ。

日程第5、議案第42号、日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第42号、日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について。

次のとおり、日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、令和2年4月期の町長及び副町長の給与の減額に関する条例を制定するものであります。内容ですが、町長の給与4月分の10%を減額する、副町長は5%を減額するというところで4月分、1カ月分でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療制度の保険料の徴収による内容で、過去10年間からさかのぼって誤った徴収をしていましたので、それについての内容についてでございます。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月30日をもって廃止するものであります。

関係者の住民の皆様には、多大なる御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

す。以上。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第5、議案第42号、日南町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 から 日程第10 議案第47号

○議長（山本 芳昭君）タブレット6ページから50ページ。

日程第6、議案第43号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第8号）、日程第7、議案第44号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第8、議案第45号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第46号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第10、議案第47号、令和元年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）、以上、補正予算関係5議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第43号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第8号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,215万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,992万円とする内容でございます。

補正の内容の主なものでございますが、まず、歳入のほうですが、国庫支出金21万4,000円を上げております。新型コロナウイルスの対応によります放課後児童クラブの開設の時間の拡大に係る補助ということで、21万4,000円を上げております。補助率は10分の10であります。繰入金ですが、マイナスですが、4,329万5,000円を予定しております。前年度繰越金の最終財源調整に係ります財政調整基金の繰入金等の減額でマイナスの4,117万8,000円。それと、新型コロナウイルスの対応によりますゆめ基金事業の中止のための繰入金の減額を見込んでおります。マイナスの211万7,000円でございます。次に繰越金ですが、1億8,523万5,000円を予定しております。前年度繰越金の最終調整による増額ということで、最終的な確定額は2億1,321万円を見込んでおります。

続きまして、歳入のほうですが、財政管理事務ということで1億4,320万円ちょうど、平成29年度の繰越金の2億8,640万円がありますが、その2分の1を公共施設等の建設基金に積み立てるものでございます。簡易水道事業で237万7,000円ということで、簡易水道事業会計への繰出金の最終精算による増額を見込んでおります。地域子育ての支援事業ということで、△ですが190万3,000円を見込んでおります。新型コロナウイルスの対応による事業中止ということで、60周年の記念事業の尾木ママ講演を中止しておりますので、マイナスですが217万7,000円を見込ませてもらっております。またあわせて、コロナウイルスの対応によります必要経費の増額ということで、先ほど歳入のほうで申し上げましたが、放課後児童クラブの開設時間の拡大ということで21万4,000円を見込んでおるところです。そして、生涯教育の総合推進事業ということで、マイナスですが150万9,000円、町史編さん事業に係ります報酬の減額ということの主な内容になっております。

続きまして、議案第44号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,925万5,000円とする内容でございます。

主な補正ですが、歳入の款項目における款の組み替えによる財源調整と、基金の廃止による積みかえでございます。歳入ですが、繰入金を、△ですがマイナスの32万1,000円ということで、財政調整基金繰入金の減額でございます。続きまして、繰越

金ですが、同じ額ですが32万1,000円を前年度の繰越金からの増額ということで、既に確定しております実績の繰越額に合わせる内容でございます。諸収入として151万円ちょうど、出産費の資金貸付基金積立金の廃止によりまして、一旦諸収入で受け入れを行うものでございます。

歳出ですが、諸支出金ということで、151万円ということですが、出産費の資金貸付基金積立金の廃止分を新たに財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案第45号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございます。補正額はゼロでございます。予算総額に移動はありませんが、歳出のほうの款項目におけます、項の組み替えをお願いをしたいという内容でございます。歳出の居宅介護事業費ということで、マイナスの70万円ちょうど、需用費のうちの建物の設備等修繕料の最終精算による不用分を減額するものでございます。もう一つは居宅介護支援事業費ということで、70万円の増額をお願いしたいものでございます。指定介護支援事業所に一部を委託する介護予防サービス費、サービス支援事業費につきまして、冬期間利用の増加によりまして、委託料を増額する内容でございます。

続きまして、議案第46号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますが、この補正予算につきましても補正額はゼロ円で、予算総額に移動はありませんが、歳入のほうの款項目におけます款の組み替えによる財源調整をお願いしたいという内容でございます。歳入のほうの繰入金を△の1万1,000円、一般会計からの繰り入れの減額をお願いをしたいというふうに思っております。繰越金を同額といたしま

すか、1万1,000円ということで、前年度の繰越金の増額をお願いするものでございます。既に確定しております実績の繰越額に合わせる内容でございます。続きまして、議案第47号、令和元年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）でございます。同じく、補正額はゼロ円でございますが、予算総額に移動はございませんが、歳入科目の款項目におけます款の組み替えによりまして財源調整をお願いをしたいというふうに思っております。歳入科目であります諸収入をマイナスの16万9,000円、売電収入の減額という内容で繰越金を16万9,000円お願いするもので、前年度繰越金の増額で、既に確定しております実績の繰越額に合わせる内容でございます。以上、補正予算関連の説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうからは、議案第43号、一般会計の補正予算（第8号）について、若干追加の説明をさせていただきます。

例年この最終日に慣例のようになっておりますけれども、特別交付税の確定分に伴う補正を上げる予定でございますが、本日現在、まだ国、県のほうから確定額の通知が参っておりません。理由につきましては、新型コロナウイルスの対応のための国による特交の調整がまだ現在進んでいるところということで、増額というふうなことでは見積もっておりませんが、今、最終補正の段階では当初予算どおり3億5,000万の予算ということで、このまま今年度終わりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第43号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第44号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第45号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第46号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第47号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）議案第43号から議案第47号について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第6、議案第43号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第8号）の討論を許します。

- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第7、議案第44号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第8、議案第45号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の討論を許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第9、議案第46号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の討論を許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第47号、令和元年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）の討論を許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第11 議案第5号 及び 日程第12 議案第6号
- 議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
日程第11、議案第5号、権利の放棄について（水道料金債権）、日程第12、議案第6号、権利の放棄について（町営住宅使用料債権）、以上、権利の放棄関係2議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。
各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
討論、採決は議案ごとに行います。
日程第11、議案第5号、権利の放棄について（水道料金債権）の討論を許します。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第12、議案第6号、権利の放棄について（町営住宅使用料債権）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号

○議長（山本 芳昭君）タブレット8ページから33ページ。

日程第13、議案第9号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第13、議案第9号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（山本 芳昭君）タブレット68ページ。

日程第14、議案第12号、第6次日南町総合計画（基本構想）の策定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第14、議案第12号、第6次日南町総合計画（基本構想）の策定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

○議長（山本 芳昭君）タブレット70ページ。

日程第15、議案第14号、日南町交通安全指導員条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。
日程第15、議案第14号、日南町交通安全指導員条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（山本 芳昭君）タブレット71ページ。

日程第16、議案第15号、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正ですけれども、改正後に、「前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」ということで、この改正案が提案されたときに若干質問をしましたが、別段の定めをすることができるのだけれども、別段の定め要綱というものを改めて教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）要綱につきましては、まだ正式に決裁とったものではございませんけれども、本会議でもいろいろ御意見いただいたサービスの宣誓の仕方については、御意見いただいたとおり、正職員に做った形での宣誓をやっていただくというふうな方式で定めたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第16、議案第15号、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号

○議長（山本 芳昭君）タブレット72ページから73ページ。

日程第17、議案第16号、日南町監査委員条例等の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第17、議案第16号、日南町監査委員条例等の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第18 議案第17号 及び 日程第19 議案第18号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット74ページから75ページ。
日程第18、議案第17号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第19、議案第18号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。
各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
討論、採決は議案ごとに行います。
日程第18、議案第17号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第19、議案第18号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第20 議案第19号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット76ページから78ページ。
日程第20、議案第19号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第20、議案第19号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第19号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第21 議案第20号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット79ページから80ページ。
日程第21、議案第20号、日南町消防団条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第21、議案第20号、日南町消防団条例の一部改正についての討論を許します。

- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
-

- 日程第22 議案第21号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット81ページ。
日程第22、議案第21号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第22、議案第21号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
-

- 日程第23 議案第22号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット82ページから85ページ。
日程第23、議案第22号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第23、議案第22号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第22号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
-

- 日程第24 議案第23号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット86ページ。
日程第24、議案第23号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。
日程第24、議案第23号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第32号 から 日程第33 議案第40号
○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書51ページから。
日程第25、議案第32号……。よろしいですか。（発言する者あり）令和2年度日南町一般会計予算、日程第26、議案第33号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第34号、令和2年度日南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第35号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第36号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第37号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第31、議案第38号、令和2年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第32、議案第39号、令和2年度日南町下水道事業会計予算、日程第33、議案第40号、令和2年度日南町病院事業会計予算、以上、令和2年度予算関係9議案を一括議題といたします。
各議案については、予算審査特別委員会を設置して審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。
○予算審査特別委員会委員長（荒木 博君）

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和2年3月25日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

（付託案件）

議案第32号 令和2年度日南町一般会計予算
議案第33号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算
議案第34号 令和2年度日南町介護保険特別会計予算
議案第35号 令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算
議案第36号 令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
議案第37号 令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
議案第38号 令和2年度日南町簡易水道事業会計予算
議案第39号 令和2年度日南町下水道事業会計予算
議案第40号 令和2年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、令和2年3月4日、5日、6日、9日、10日、11日、16日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

その結果、令和2年度各会計予算は、議案第32号、第33号、第34号、第35号、第36号については賛成多数で、議案第37号、第38号、第39号、第40号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

（審査意見）

【一般会計】

1. 全体

事務・事業の執行について

事務・事業の執行において、令和元年度から多額の予算が繰り越される。

十分な調査、協議の上事業年間計画を立て、予算を繰り越さないように進捗管理に鋭意努められたい。

2. 総務課

（1）町有財産整備管理事務

公共施設個別施設計画の策定においては、将来負担を明確にし、適切な管理計画を策定されたい。

また、施設の新築や改修にあたっては、公共施設全体を見通した議論を行い、慎重に対処されたい。

3. 企画課

(1) 電算管理運営事務

行政ホームページの更新にあたっては、魅力ある情報を町内外に発信できるように、担当職員の養成や配置などの体制を整えられ、ホームページの充実を図られたい。

(2) 青年結婚・Uターン促進事業

「同窓会開催支援補助金制度」の利用実績が低迷しているが、利用年齢の引き上げ等の制度見直しを行い、目的達成に向け有効な制度とされたい。

(3) 公共交通確保総合対策事業

昨年10月に公表された日南町公共交通総合計画が、予算に反映されていないことは遺憾である。

また、公共交通確保対策協議会に福祉保健課をメンバーとして入れるべきである。

(4) 企業支援対策事業

外国人就労事業でモンゴル人実習生の受け入れを検討してから3年目を迎えるが、未だに親善交流にとどまっている。当初の目的を達成されたい。

(5) 観光振興対策事業

(一社)日南町観光協会と企画課の関係において、執務が混同しないよう観光協会の事務所を庁舎外に移されたい。

また、協会独自の企画立案や町内の商業施設や観光施設との連携を図り、交流人口の増加や経済の活性化に向けた活動となるように指導されたい。

4. 住民課

(1) 環境保全対策事業

日南町の多種多様な環境問題に取り組んでいくためには、環境審議会がその時々に応じた専門的な観点から慎重に審議し、解決策を提案する必要がある。

環境審議会の積極的な取り組みを図られたい。

5. 農業委員会

農業委員会等に関する法律に基づく「農地等の利用の最適化に関する指針」の目標達成のために努力されたい。

また、農地に対する固定資産税の課税の軽減または強化にかかる対応について、農地所有者に周知するとともに、住民課と連携して適切に運用されたい。

6. 農林課

(1) 山村振興一般対策事務

ゆきんこ村グラウンドの芝生化事業については、グラウンドの現状や施工方法について十分に検討した上で執行されたい。

また、良好な状態を維持するために、管理体制や管理方法、ランニングコストについて慎重に検討されたい。

7. 教育課

(1) 教員住宅管理運営事務

教員用住宅(5戸)は、新年度5名の町職員が入居予定であり、本来の事業目的から逸脱している。

利用実態を検証され、今後のあり方について検討されたい。

(2) 日野郡ふるさと教育推進事業

日野郡3町の事業として行う公設塾の場所は日野町、事務局は江府町に設置され、多額な予算を計上する。

日南町の担い手となる人材を育成、確保するために、確かな成果を求める。

(3) 美術館管理運営事務

現代作家のクレパス画を一般財源で購入される予定であるが、今後も一般財源を使用するのであれば、美術品取得基金は廃止すべきである。

以上

○議長(山本 芳昭君) ここで暫時休憩といたします。再開は4時40分からといたします。

午後4時27分休憩

午後4時40分再開

○議長(山本 芳昭君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。
討論、採決は議案ごとに行います。
日程第25、議案第32号、令和2年度日南町一般会計予算の討論を許します。
まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。
○議員（3番 岡本 健三君）私は、一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。
まず、予算全般についてです。これまで、臨時職員などにかわって来年度から導入され
る会計年度任用職員を、町はさまざまな事業で任用を計画されています。この新しい制度
により、従来は臨時職員には支給できなかった期末手当などの手当の支給が可能になり、
臨時職員の方の待遇改善に貢献する面もあると思います。しかし、依然として任期は1年
以内であり、しかも、任用されるごとに1カ月間の試用期間が設けられる大変いびつな制
度でもあります。また、民間では、5年間有期雇用の非正規社員として働けば無期雇用へ
転換できるルールが2018年度から始まりましたが、そういった無期雇用への転換のル
ールもこの制度にはありません。来年度も役場職員の方の4割弱の方が、この不安定でい
びつな制度のもと、任用されます。この状態を改善するため、町執行部には職員を新規採
用する際、できる限り正職員として任用することを求めます。また同時に、経験と実績の
ある会計年度任用職員の方を正職員へと転換する方法について、鳥取県町村会と協議する
ことを提案いたします。

次に、学校給食運営事務について討論します。この事業では、来年度から新たに日南町
学校給食費補助金が始まります。この補助金は給食費の一部を町が負担するもので、これ
まで日南町では実現しなかった画期的な補助金です。この補助金により保護者負担を増加
させるとなく、町内産、県内産食材の使用を推進することができます。補助金を創設し
た教育委員会と町執行部の御英断に、改めまして心よりの感謝と敬意を表明いたします。
さて、しかしながら、義務教育の一環である小・中学校の給食のために、保護者の方たち
は依然として少なくない額の給食費を負担しなければなりません。原則無償である義務教
育、しかも、子供たちの成長に欠かせない給食のために少しでも保護者の方の負担を減ら
すのが、小・中学校を設置している町の努めだと思います。そのために日南町学校給食費
補助金の拡充を求め、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。
9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）2年度一般会計予算総額67億円に上る予算案につきまし
ては、昨年11月の予算編成方針の提示以来、同時期に進めておられました第6次日南町
総合計画、そして、第2期地方創生のための総合戦略、そして行財政改革実施計画、これ
らの進行状況をにらみながら策定に当たられ、予算案として調製をされてきたものであり
ます。全体的に見て、予算編成方針などにあります財源の集中と選択、庁内横断的な取り
組み、事務事業の見直し、これらあたりがどこまで盛り込まれたのかといえば、若干疑い
の余地もありますし、予算審査特別委員会の中でも各委員からそれぞれ指摘がござい
ますし、先ほど委員長が報告されました審査意見にもその点についてはあらわれてお
るところであります。こういったところは今後執行に当たって十分気をつけていただきた
いと思っております。しかしながら、一方でピロリ菌の除去のための検査、それから空き家
のリノベーション、そして、先ほど岡本議員からありました、学校給食の米代の補助、こ
ういったものを新たな取り組みも見られますし、これらの予算が総じて、4月1日から始
まります第6次総合計画なり、地方創生総合戦略に生かされていくものと確信をいたし
ておられます。岡本議員から指摘のありました学校給食の無償化につきましては、義務教
育としまして町は国とともに義務教育費の無償化は既に取り組んでおります。しかし、
これが給食費まで及ぶかといえはやはり義務教育と給食、いわゆるみずからが食べる
ということについては負担の原則といましようか、そういったところについては当然
あるものと思っております。したがって、総合的に2年度予算は可決すべきもの
として賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、一般会計の令和2年度当初予算についての反対討論
を行います。

先ほど財源の集中と選択ということを賛成者が述べられましたけども、私はこれから、
そうならないと、令和2年度の予算が、ということを申し上げます。

まず、人権施策推進事業1,323万2,000円及び人権センター管理運営事業
598万3,000円は、日南町同和教育推進協議会という行政組織によって、現在では
法的根拠と立法事実がないもとで、同和对策事業特別措置法1969年の制定以来、長年

継続をしてきました。これは、行財政改革の議案にも、テーマにも、俎上にも上がってき
ませんでした。同和対策がなぜ時限立法で継続され、国が2002年3月末で終結したの
かを、私たち議員としても深く考慮すべきであると考えます。
全ての国民に基本的人権を保障することは、法のもとでの平等を定めた日本国憲法の理念
であることに鑑み、これからの人権教育は学校教育と社会教育の重要な柱と位置づけ、教
育委員会が所管とすることとあわせて、今ある日南町基本的人権の擁護に関する条例の改
正を提案します。

そして、2番目には、モンゴル人、交流支援事業、新規事業で行うことになっておりま
すが、国際交流と、外国人技能実習生の支援を予算化してはいますが、そもそも日南町
が、人口4,500人の小さな自治体が果たして急いで取り組まなければならないことで
しょうか。確かに多様な国際文化交流は必要だと考えますが、そもそも日本の移民政
策も含めて、私はこの際、根本的に見直すべきであると考えます。そして、シアトルへの
予算を令和2年度も立てておられますが、教育基本法第4条の教育の機会均等は経済
的地位、または門地によって教育上差別されないことを明記しています。海外派遣で行われる
シアトル交流は10人限定の選抜方式であって、英語教育を推進する義務教育課程で子供
たちを選別することになりかねないと考えます。どの子も伸びる教育を進めるためにも全
員参加のいろんな方法、例えば修学旅行方式などに改めるべきだと考えています。

以上の理由から、令和2年度の一般会計当初予算に反対であります。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきま
す。

先ほど賛成者からの意見も私は大変参考にしておりますし、今、反対者から4点反対の
意見がございました。1個1個答えるかどうかあれですけど、私の印象では、シアトルに
つきましては始めて5年目になると思うんですが、やはり選抜方式で物すごく行きたいと
いう意欲を持って、それからずっと行く前と帰ってからのプレゼンテーションということ
で、相当成長したなと。そして、ホームステイで本当に語学をやるということ。それで
特に、今回は行けませんでしたけども、10名に対して、何とか10名にならないかと、
過去でしたけども、今回16名応募があったということで、年々上がってきてますし、物
すごく意欲持ってきたなということ、やはりこのまま続けるべきだと思っております
し、モンゴルのことにつきましては、意見書の中に付しております、やはりこれからどう
あるべきかということ、慎重に審議していただきたい、より綿密な計画をしていただきた
いということで、これは意見書の中に皆さんの総意として入れております。

それから、人権センターにつきまして、私は日南町の人権施策というんか、いろんな研
修大会であるとか夜の会合であるとか、小地域懇談会、大変頑張っておられます。私は他
町よりも人権教育は進んでるんかなと思うております。こういったこと、それから実際に
予算を執行するに当たっては、議員としても最初に意見書としておりましたけど、計画を
持って、それに対してチェック機能を議会も果たしていきたいので、この予算を賛成とい
たしたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数であります。よって、本案は、委員長報告の
とおり可決されました。

日程第26、議案第33号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許し
ます。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行
います。

国民健康保険の特別会計では、今年度に引き続き来年度も国保財政調整基金から
3,382万円が繰り入れられ、国保税が据え置かれます。国保加入者に重くのしかかる
国保税の据え置きを決断した執行部の配慮は高く評価されるべきだと思います。しかしな
がら、それでも協会けんぽに比べ国保税が重税であることは来年度も変わりありません。

特に、生まれつきの赤ん坊にも課税する均等割は、応能負担の原則を逸脱するだけでなく、お子さんをもうけることへの罰金とも感じられるのではないのでしょうか。先日の一般質問で中村町長は、公平な負担と観点から子供の均等割の減免は慎重に検討すべきとの答弁をされました。しかし、協会けんぽと比べたときの公平性を考えるとき、協会けんぽには個人事業主が従業員の報酬に応じた支払う子ども・子育て拠出金というのはあるんですが、世帯に無収入のお子さんがあることによって課税されるという均等割はございませぬ。ですので、国保税に限って子供の均等割を徴収するのはむしろ不公平ではないかと思えます。また、一人でも多くのお子さん、一世帯でも多くの家族に住んでほしい日南町にとって、お子さんの均等割を減免するための手間や費用は決して割に合わないものではないと思えます。

中村町長へ、国保税の18歳以下の均等割減免を再度検討してくださるよう求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。日南町の国保税は、1つ目には所得割額、2つ目には資産割額、3つ目には被保険者均等割額、4つ目に世帯別平等割額、その合算額で決定されています。先ほど反対討論をされました議員が問題とされますのは、被保険者均等割額であります。全国的には資産割額のない3方式も採用している自治体もあるところではあります。子供の均等割について減免制度を導入するという事は、現行制度のもとではその負担を他の被保険者、あるいは一般財源、すなわち町民全体で負わなければならないという財源の問題も生じてきます。税は公平であることが求められます。軽減することについては、公平性という観点から広く議論を行い、被保険者の理解を得ることが必要ではないかと思えます。

また、鳥取県内の市町村では小児特別医療費助成制度を設けてあります。18歳までは少ない個人負担で医療費を受けることができる制度であります。このようなことから、子供の均等割や資産割など国保税の算出方法については、いずれ議論するときに来るといたしましても、このたび提案のあった国民健康保険特別会計予算は可決すべきであるという立場での討論であります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、国民健康保険特別会計に対する反対討論を行います。

今、国保については全国知事会、市長会、もちろん町村会、それから町村議長会などが、国保会計に総額1兆円をつぎ込んで被保険者の負担を軽減しようと、してほしいという事を提案をしています。しかし、いまだにそれが実現していません。昨年からの一元化に国保会計はなりましたが、やっぱり一番問題になるのは、国保制度が始まって60年になりますけども、この間、地方自治体に対する国庫支出金、これが制度発足当時の50%から現在30%へと大きく引き下げられてきています。それがそもそも国保税を引き上げざるを得ない直接の要因だと考えています。確かに日南町は税率を国保税率を平成26年以降据え置いてきています。今、4人に1人の約22%が国保の被保険者です。高過ぎる保険税を何とかしてほしいという町民の声に押されて、この間ずっと据え置いてきたことは評価をいたしますけども、所得に占める税率の高負担感はいまだに変わっていません。新年度は3,382万円の基金を取り崩すことになってますけども、私はさらなる努力を求めたいと思えます。今度開かれる国保運営審議会では、町民の負担を少しでも高負担感を和らげるような答申、諮問を諮っていただきたいと考えています。以上で反対の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

御承知のように、我が町のようなところは交付税をもらって町政運営をバランスよくとっていき、これが使命であります。全てのを安くしろ、ただにしろというような話も今あったわけですが、いわゆる18歳以下の子供を無料にしろ、日南町は御承知のようによきことゆめ基金等で非常に子育てに手厚い行政がなされております。比較として協会けんぽの話も出ましたが、システムが全く違うわけでありまして、協会けんぽについては事業主も負担もあつたりしてそういうことができるのかもわかりませんが、やはり日南町の今の健全な国保経営は将来長くにわたって続かなければなりません。したがって、小さな子供も自分の貯金の思いで、やはりこのシステムを堅持しなければならない。今お話がありました18歳以下は、町内では50名程度の対象者、世帯でいいますと31世帯ぐらいだと思えますが、国保の世帯712に比べて非常に特定な支援になろうかと思うわ

けであります。したがって、先ほど賛成議員からもありましたが、いずれは検討せなければいけない時期が来るかも知れませんが、令和2年度の予算でそれを変える必要はないと私は考えておりますので、委員長報告に賛成であります。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第34号、令和2年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、介護保険特別会計予算に対する委員長報告に反対の立場から討論いたします。

日南町では、介護保険料の基準額が平成24年に始まった第5期から毎月5,700円のまま据え置かれています。一方で、公的年金の支給額は、平成16年にマクロ経済スライドが導入されて以来確実に減らされています。特に安倍政権にかわった平成25年以降、実質6.4%も年金が削減されています。また、介護保険料は、生活保護を受けている世帯や住民税非課税の世帯に対しても全額免除が認められていません。さらに、介護保険サービスを利用するには原則1割の負担が求められ、それが払えなければサービスそのものが利用できません。このように年金で暮らしている方や所得の低い方には厳しい介護保険制度です。この制度を少しでも使いやすくするために、2億円の介護給付費準備基金をわずかずつでも取り崩し、介護保険料や利用料の減額などに充てていただくよう求めて、私の反対討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

この介護保険は、要介護家族の介護負担や介護費用負担を軽減するのを狙いに、社会全体の財源で支え合う制度と自分は認識しております。日南町の第6期介護保険料は5,700円に据え置き、他町が値上げされる中、据え置く判断をされておられます。よって、県内市町村の中では14番目と大変安い位置に設定されているわけであります。また、所得に応じて10段階に分化されており負担軽減の気配りを感じるのので、私はこの本予算を可決すべきものと考えます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、介護保険特別会計に対して反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は平成12年に始まったわけでありまして、当初は所得段階5段階でスタートして、現在10段階となっております。基準額は被保険者1人当たり5,700円ということになります。今、第7期の途中で来年度から介護保険の保険料をどうするかということの介護保険制度の策定委員会が開かれると思っておりますけれども、前増原町長はこれ以上、上げたくないということもおっしゃってました。そういうこともあって、中村町長も5,700円という基準額を維持しておられますけれども、ところが当初介護サービスの利用料は1割でした。ですけれども、現在は2割負担や所得の高い人には3割の負担を求めております。とんでもない事態になっていきます。そして、サービスを受けられるような制度の抜本的な見直しをしていくためにも、介護給付費準備基金を使いながら、2億6,000万円の基金があるわけですが65歳以上の全ての町民の負担軽減を考えるべきだと思います。今、日南町は50%の高齢化率、町民の半分の方が介護保険制度に加わっておられます。よって、高齢者の皆さんが、先ほどもあったように少ない年金の中から天引きをされています。そうした町民の声に応えるためにも、ぜひともいま一つの努力を求めて、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業計画、老人福祉計画に基づいて適正に運営されております。いきいき百歳体操や健康づくりに取り組み、介護予防対策なども成果が上がってきております。住みなれた地域で生活できることを目標に、適正に執行されていると考えます。よって、私は委員長報告に賛成の立場です。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第35号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、介護サービス事業特別会計予算への委員長報告に反対の立場から討論いたします。

近い将来日南町では高齢者の方の数が減少に転ずると思われ、そのためあかねの郷の利用者数も今後減少に転じると思われ、経営状態を今以上によくすることができると思えずらう状況です。しかし、あかねの郷は、日南町に暮らす方たちが安心して老後を過ごせるようにするためにはなくてはならない施設です。日南福祉会を町が全力で支える姿勢を町民の方たちへ強く印象づけるためにも、あかねの郷建設に伴う起債償還額の負担を今後日南福祉会へ求めないと決定すべきと考えます。そして、もし国の制度の変更などで少しでも福祉会の経営に余裕ができることが将来あるとすれば、その余裕の部分は介護士さん、あるいは福祉会で働く方の給与に充てていただき、少しでも魅力的な職場にして移住、定住を促進する、そういう職場にするということがよいのではないかと思います。以上で私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

施設使用料として、起債の償還額の分として2,767万円を予算で計上されておりますが、これは当初からの契約条件に基づいたものでありまして、現時点では当然の措置と考えます。しかも、福祉会の決算状況により利用料の免除、いっとき繰り延べもありましたが、も実施されております。また約束もされており、同時に、31年度より中山間地域介護サービス確保対策助成も新設し、支援を拡大しており、本予算を可決すべきと自分は考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、介護サービス事業特別会計に対して反対の立場から討論をいたします。

そもそも日南町の指定管理施設であるあかねの郷は、日南福祉会が運営することを前提に日南町が公設民営で建設したものであって、起債償還に係る負担、令和2年度2,767万8,000円を日南福祉会に求めるべきではないと考えます。これまで日南福祉会は約2億円、今後、約5億円の負担を求める予定になっております。建設から14年以上経過したため、施設の修繕を一般財源で行う計画でもありますが、その負担のあり方も不明確で曖昧であると考えます。したがって、私はこの際、日南福祉会の経営改善のためにも、この利用料負担を抜本的に見直すべきであると考えています。現に過去5年間、猶予、あるいは減免を行ってきました。日南福祉会の経営の実態を考えると、どうしてもこの利用料の考え方を廃止すべきであるということを重ねて申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

ただいま反対議員、賛成議員、いろいろと経過説明等あったわけですが、重ねて説明をしたいと思っております。あかねの郷などの施設使用料は、各起債の償還に充てる額ということで、日南福祉会に使用料として負担をいただくことになっておることとございます。これは契約の事項でございます。その後、介護保険制度の改正とか介護人材の

不足ということ、経営状況が悪化してきたといういきさつがあるわけではございませんけれども、当初は支払いの猶予ということ、その負担を将来に繰り延べるといってございまして。ところが、近年は支払いの免除という形をとっており、返済を求めないという形になっております。そういう中で、日南福祉会さんも経営コンサルタントを入れたりして、一生懸命経営改善を図っていらっしゃいます。

また、町行政としても、先ほど賛成議員おっしゃられましたように、中山間地域介護サービス確保対策事業として1,000万円の予算を立て支援をしております。また、従前からありました奨学金の貸与制度、あるいは支度金の貸与制度ということもあわせながら、福祉会及び行政としても、いち早く立ち直るように進めておるところでございます。それに向けて努力すべき事項だと考えますので、以上の観点で賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第36号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

御存じのとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方のみを対象とする医療保険制度です。こうした高齢者の方のみを対象とする医療保険制度は、世界の中でも非常に珍しいものです。と申しますのは、75歳以上の御高齢の方は、当然、病気にかかりやすく、医療費もたくさん必要だと考えられます。一方で、この年齢で若い方と同じようにばりばり働いている方というのは余りおられないのではないのでしょうか。大抵の方が年金で生活するか、あるいは少しのパートやアルバイトをして働き、収入もそこまで多くはないと思われまして。そういう、医療費はかかる、しかし、収入は少ない方だけを対象にする医療保険というのは、誰かの保険料を別の人の医療費に充てるといような、いわゆるリスクの分散が非常にできにくい制度ということになります。したがって、75歳以上の方の人口がふえれば、自然と保険料も値上がりし、御高齢の方の生活を圧迫することになります。さらに、先日来、全世代型社会保障の中で、所得によって窓口負担を1割から2割にふやすというお話もあります。年収約370万円以上の方は既に窓口負担が3割ですから、かなり低所得な方にまで2割負担を求める制度になりかねません。こういった長生きしていらっしゃる方を大切にしない制度はやめて、もとの老人保健制度へ戻すべきであると申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

日本の国民皆保険制度を維持していくためのものであり、医療の安全やサービスの質を落とさず安定した保険制度と思います。以上の理由で、私は賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、後期高齢者医療の特別会計について、反対の立場から討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、広域連合で行っておるわけですが、今、新年度で12年目に入るといいますが、まず私は、一番問題なのが、なぜ75歳以上を後期高齢者ということ、年齢によって分ける考え方、私は、これは許されないと考えています。今の後期高齢者の保険料は、確かに一部減免、7割とか、いろいろな減免もありますけれども、基本的には75歳以上の方がふえればふえるほど保険料が高くなるという制度です。ですから、2025年、あるいは2030年となっていくと、被保険者である後期高齢者の方がふえると、おのずから保険料も高くなっていくという仕組みの制度であります。したがっ

て、私は日南町の高齢化率から見ても、今75歳以上の人が圧倒的に多い町民の中で、こういう高齢者いじめのような制度はやめて、もとからあった老人保健制度に改めるべきだと考えて、反対の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

先ほど、なぜ75歳以上という話ありましたが、日本のこの国の制度で将来を見て、団塊の世代であるとかいうグラフをつくって、老健制度と同じにしたらゼロになって、じゃあ、現役世代に全て負担を負わせるのかというのは大きな課題でありまして、75歳以上もふえてきます、そして応分の負担もということで、2018年の医療費の総トータルが40兆円ですか、その中の3分の1が75歳以上ということで、これを老健制度でゼロにすると、その負担は現役世代に、もしくは国民全体の負担になると思われま

す。やはり、賛成者も意見言いましたように、国民皆保険のこの日本の制度としていろんな、全てがよくはないとは思いますが、やはり応分の負担ということで、所得によってやはり高額所得の方はそれなりの応分の負担をしておりますし、低所得者、いろんな対応を日本の国の制度として、世界に誇れる制度だったと思っておりますので、日南町としてこの制度をこのまま予算のとおり堅持していくことだと思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第37号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第38号、令和2年度日南町簡易水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第39号、令和2年度日南町下水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第40号、令和2年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 令和2年請願第1号 及び 日程第35 令和2年陳情第2号
○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書ファイルをお開きください。55ページから56ページ。

日程第34、令和2年請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める請願書、日程第35、令和2年陳情第2号、日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書採択についての陳情書を議題といたします。

各請願、陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。
○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

請願審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める請願書」につき、審査の結果を報告する。

令和2年3月25日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年3月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

この法律は、税の公平性を求めるものであり、近年は女性の事業主も多くみられ、女性軽視にはあたらない。専従者給与については、青色申告を選択すればよいと考える。

以上。

○議長（山本 芳昭君）続きで。（発言する者あり）

陳情。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）では、続きまして。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年陳情第2号「日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書採択についての陳情書」につき、審査の結果を報告する。

令和2年3月25日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年3月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

我が国の原油輸入量の9割を依存する中東において、日本関係船舶の安全を確保するための調査、研究は重要である。

以上。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、請願、陳情ごとに行います。

日程第34、令和2年請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める請願書の討論を許します。

まず、本件に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案である請願第1号に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、この所得税法第56条の廃止を求める請願の採択に賛成の立場から討論いたします。

皆様、どうか考えてみてください。夫婦で農業をする場合、妻も夫もどちらも欠くことのできない労働力です。しかし、家族従業者、その8割が女性と言われていますが、家族従業者の場合、白色申告で専従者控除として認められるのは年間たったの86万円です。妻も夫も同じ時間働いたとしても年間86万円です。最低賃金にも全く届かない額です。家族が働いた分の報酬をきちんと認めることは、女性が自立して生きるための基本的な要件でもあります。それを認めない所得税法56条、これは男女平等の理念から著しく外れたものと言わざるを得ません。

この所得税法56条を改正するため、長い期間多くの方たちが熱心な運動を繰り広げてきました。その結果、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には、税制等の各種制度のあり方を検討することが盛り込まれました。また、平成28年3月の衆議院の財務金融委員会では、財務大臣が56条の見直しを検討する旨答弁していません。さらに、各地域でも、鳥取県の4自治体を含む538の全国の自治体が56条廃止等の決議や意見書を採用しています。日南町でも、平成31年3月に策定された第4次日南町男女共同参画推進計画で、男女が支え合う農林業、商工業の推進を重点目標に掲げています。目標達成のためにも、この請願を採用すべきです。

さて、討論の最後に、委員会での請願、陳情審査の方法について問題を提起したいと思っております。この請願を審査した先日の総務教育常任委員会で、私は、請願者の発言を了承するよう同僚委員に求めました。しかし、採決の結果、発言は認められず、傍聴にいられた請願者は議論を傍観することしかできませんでした。この扱いは、日南町議会基本条例第6条第2項の、議会は請願者、陳情者からの意見を聞くよう努める旨の定めと矛盾するように思います。議会改革に必須といわれる請願者、陳情者からの発言ですが、形だけ基本条例に取り入れても実践しなければ何の意味もありません。日南町議会基本条例の理念を実現するためにも、請願、陳情を慎重に審議するためにも、今後は、ぜひ請願者、陳情者御本人のお話を聞く機会をできるだけ設け、開かれた議会を実現するよう同僚議員の方々へ要望し、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、不採択の立場で発言させていただきます。

男性、女性問わず、事業主が選択することができます。専従者給与を求めるのであれば、青色申告すればよいのではないのでしょうか。以上の理由から、不採択と思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、本請願に対して賛成の立場から討論を行います。

そもそもこの所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いに必要経費に参入しないという条文であります。つまり、家族従業者の働き分を認めていません。したがって、配偶者は86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみであって、先ほどあったように、最低賃金にも達しない状況であります。また、私は2016年3月に、所得税法第56条が家族従業者女性の経済的自立を妨げているということを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告をいたしました。そして、私は、男女平等、ジェンダー平等の立場から、働く女性、家族で働く女性にも報酬をきちっと払えるようにするためにも、この所得税法第56条は廃止をするべきだと考えます。先ほどあったように1,718の地方自治体がありますけれども、今現在540ほどの自治体がこの意見書を採用して、国に意見を上げております。政府もいろいろ今検討されているようですが、なかなか地方の自治体から意見を上げていかないと実現していかないと、いうふうに考えていますので、ぜひとも本日南町議会でこの請願を採用してほしいと考えて、討論をいたします。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、反対の立場で討論させていただきます。

今、賛成者お2人が話しされました。この第56条の件につきましては、日南議会でも4年前に出されたと思います。そのときも不採択となっております。それで、先ほどの全国の540という自治体と言われました。約16%。それから、県につきましては、19

市町村の中で4町村といたことで、日吉津村がこの西部地区ではありません。それはそれとして、私もこの資料をたくさん送っていただきまして、委員会のおきも言いました。先ほどこ賛成者の意見もありましたけども、我々はこのように事前に配付等でいろいろな資料もいただいておりまして、そのときに陳情者の発言をということでしたが、ここまで資料いただいてやっておりまして、いいんじゃないかということと、委員会で決議したわけですから、私もこの56条、57条といろいろあるんですが、じゃあ、日南町なら個人事業者も結構ありますので、私自身、この申請について、青色申告、白色申告について聞きまして、そうしますと、この内容も、パンフレットいただいた内容も見えていたんですが、これも見ていたんですが、そこまで深く考えてないよと、そしてたら青色申告したらいいんだよと。そういうような回答の方ほとんどでしたので、私としては、日南町として、日南議会としては、別にこれに出さなくてもいいんじゃないかと。逆に言えば、米子市でも、今回の陳情者は米子から来ておられます、わざわざ。米子市自身も、これに議会も賛成しております。再度言いますが、西部だけでは日吉津村のみというふうになっておりますし、町民の意見も聞いてそういった判断をしますので、私はこの請願については反対であります。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年請願第1号に対する委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）3名であります。起立少数であります。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第35、令和2年陳情第2号、日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書採択についての陳情書の討論を許します。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案である陳情第2号に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、この陳情、日本政府は中東沖への自衛隊派遣をすみやかに撤回するよう求める意見書採択についての陳情ですが、この採択に賛成の立場で討論をいたします。

ことしの初めに米軍がイランの政府高官を空爆により殺害したことで、中東地域ではイランと米軍を初めとする有志連合軍との対立が激化しました。これに伴い、日本政府は、1月下旬に海上自衛隊のP-3C哨戒機部隊を中東へ派遣し、さらに、2月初めには護衛艦部隊が横須賀を出港し、2月下旬から中東のアデン湾、オマーン湾周辺で情報収集などの活動を行っています。この自衛隊派遣は憲法9条の理念に反するものです。また、そればかりでなく、今回の派遣は、国会の審議を経ることなく、閣議決定により、防衛省設置法の調査研究を名目に実施されたもので、二重の意味で国民を裏切る行為です。国会での審議を得ないということとは、すなわち国民の判断、国民の合意を得ていないということです。自衛隊の海外派遣のように非常にデリケートな問題に対し、政府のこのやり方は極めて乱暴で極めて独善的であると言わざるを得ません。今回の派遣により一番迷惑をこうむり、一番危険にさらされているのは、実際に派遣された自衛官の方たちです。なぜなら、調査研究を名目として派遣された部隊は、日本船籍の船が襲撃されたときしか海上警備行動を実施できないからです。そして、問題の海域を航行している日本関係船の約8割が外国船籍ですので、これら外国船籍の船が危険にさらされたとしても自衛隊の部隊は実力行使できず、部隊自身が危険にさらされるということになります。

今、政府がなすべきことは、自衛隊を派遣して自衛官をこのような危険にさらすことではなく、外交努力でイランと米国とを和解させることです。もとはといえば、米国がイラン核合意から一方的に離脱したことが、イランと米国の緊張激化の原因です。したがって、特に米国に対して核合意への復帰を促し、一日も早い平和を目指すのが日本政府のなすべきことです。最後に、一日も早いイランと米国の平和と中東地域の安定化を願い、私の討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君）次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、不採択の立場から討論させていただきます。

防衛省設置法の調査研究の規定に基づき行われているものです。友好国イランに配慮

し、護衛艦、P-3Cともにホルムズ海峡やペルシャ湾を活動範囲に含んでいません。中東地域における平和と安定及び日本関係船舶安全確保のため、我が国独自の取り組みとして、さらなる外交努力、航行安全対策の徹底、情報収集体制強化のためのものであります。よって、不採択と思えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、本陳情を採択すべきだという立場で討論を行います。

今から5年前の2015年9月19日に参議院で強行採決された安保法制。それは、自衛隊が集団的自衛権の行使を禁じた日本国憲法9条をなきものにする暴挙でありました。そして、防衛省の設置法のもとに中東に自衛隊を派遣していますが、そもそもこの発端となったのは、ソレイマニ氏を急襲、いわゆる暗殺のような行為でアメリカがやったわけですが、それから非常にイランと米国との関係が大変危険な関係になったわけでありました。そして、先ほどもあったように、そもそも核合意から離脱したのはアメリカであって、これはアメリカこそ核合意に戻るべきだということを考えています。

それと、今、新型コロナウイルスで、きのうでしたか、国連の事務総長のグテーレス氏は、ニューヨークの国連本部で24日に、短い演説でしたけど、行いました。ウイルスの猛威は戦争の愚かさを浮き彫りにしている。よって、私は、きょう、全世界、全ての地域での即時停戦を呼びかけると述べ、銃を沈黙させ、大砲をやめ、空爆を中止することが人命を救う支援を提供するために不可欠だと訴えました。すなわち、今、武器よりは、あるいは米国とイランのにらみ合いということが大問題になっています。そして、石油の輸入は、もう100年前からあって、今さら監視活動をしなくても安全に航行ができるというふうに思います。やはり武器より医療、本当に平和のための貢献をしていくことは、今の日本政府には求められているのではないのでしょうか。そのことを申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、反対の立場で討論させていただきます。

委員長報告にありましたように、原油の9割がこの地域から来ております。日本の経済を安定する、もし原油が入らなかった場合に、ただ単なる燃料だけじゃなしに、化学製品も全てストップするという、大きな経済の、日本の国益に対して大変なことになります。といった意味で、陳情書の中にもやはり平和ということ、平和の外交努力という言葉もございまして、これについて私も共鳴いたします。そのために、イランと国交で、日本は友好国ということ、大統領も日本にお越しになり、また安倍首相と話をし、安倍首相がまたイランに行き、そういった面でも友好的話をしております。ただ、その地域にタンカーが攻撃されたとかあります。そのたびに日本の自衛隊を派遣して、その状況をタンカーに伝え、安全航行ということ、あくまで有志連合という形に入っておりません。入ると、当然イランとの、どういんですか、NGになりますので、そういった際どこで日本の国益を守るために、大変ですけども、日本の自衛隊がそういった緊急監視で、調査ということをお願いしております。一番いいのは、先ほど国連で話が出ましたように、全ての国が戦争をしないのが一番理想ですが、ただそこでは今までもまだ続いておりましたので、日本の船舶の安全のために、自衛隊はこのまま、大変ですけども、頑張りたいということで、陳情につきましての反対とさせていただきます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年陳情第2号に対する委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）2名であります。起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定されました。

日程第36 令和2年陳情第1号

○議長（山本 芳昭君）タブレット57ページ。

日程第36、令和2年陳情第1号、日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書を議題といたします。

この陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会

における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、近藤仁志議員。

○経済福祉常任委員会委員長（近藤 仁志君）

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年陳情第1号「日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書」につき、審査の結果を報告する。

令和2年3月25日

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 近藤 仁志

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年3月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理由

日南町木材団地は林業振興の拠点であり、団地内の4企業が操業する上で多くの水を利用するにあたり、工業用水の不足は深刻と考える。よって、安定的な水源の確保は必要と認める。

以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第36、令和2年陳情第1号、日南町木材団地の水源確保整備に関する要望書の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年陳情第1号に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第37 発議第4号

○議長（山本 芳昭君）タブレット58ページから59ページ。

日程第37、発議第4号、消費税率5%への緊急減税を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案者から趣旨説明を求めます。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）

発議第4号

消費税率5%への緊急減税を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年3月25日提出

提出者 日南町議会議員 久代 安敏
賛成者 同 岡本 健三

提案理由は、この消費税率5%への緊急減税を求める意見書の案に書いてありますので、詳しくは述べませんが、昨年10月に消費税率を10%に引き上げて以降、家計消費が物すごく低迷して、新たな消費不況を招きつつあります。また、今般の新型コロナウイルスの感染によって、国内経済は大変低迷をしています。よって、緊急に消費税率5%への減税を求めたいと思います。政府はいろいろと対策を練っているようですが、私は、消費税率5%への減税が最も速効性のある施策だと考えて、提案をいたします。

以上であります。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第37、発議第4号、消費税率5%への緊急減税を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）先ほど提出者からの話は出ました。私も緊急対策は当然すぐさまやらなければならないと思っております。政府のほうでは、年度末の決算、予算審査等々でやっており、並行していろいろな案が出ております。全国民に対して10万とか、それから消費税をどうするかとかいうことで、いろいろな角度からまず出ておりますが、先ほどの消費税だけに限りますと、10%上がれば、確かに一時期どんと下がりましたが、この10%を5%にすることによって何ぼの、政府が国からなのかということ、10%の消費税で約22兆円です。5%に下げることによって10兆円ですね。

政府としてはトータル30兆円の大型な経済緊急対策をやるうとしておるわけですけども、きょうの新聞にも出てます、きのうの新聞にも出てますが、その中で、現金給付については一律じゃなしに、本当に効果のあるようにということと、所得の高額な方については遠慮していただいて、本当に非課税であるとか、今すぐお金要るよという内容の方に対して分配方法を検討する。それから、お金渡したら貯金してしまうということもあるの、いろいろな人の意見聞けば、やはり商品券でやるうではないかということも出て、いろいろな対策を今検討してる中で、ヒアリングしながら、出てますし、それから、今のほ、いろいろな融資であるとかいうところを見ております。それから、生活の融資ということで、これも町単位になると思いますが、社会福祉協議会についてもそうした形も出てます。

その中で、私自身思うのは、やはり消費と雇用ということで、雇用を守るということの中で、やはり過去のリーマンショックもありました、あのときに本当に企業を守らなきゃならないと、大企業よりも中小企業、零細企業のために、雇用調整助成金という形でして助かってます。雇用調整助成金ももっと簡単にできるように、例えば商工会、日南町商工会にすぐ相談できる。私も昨日、日南町商工会行って、どうなのと、どういう事業者が困って、どうなってるかということ、町もつかんでおられると思っておりますけども、私は、消費税5%だけじゃなしに、いろいろな多角的な面、30兆円、また県、町、これからそれら急いでやらなければならない内容が山積しておりますので、この消費税5%だけを緊急減税ということについては、1つの案としてはいいですけども、やはりトータル今やってることについて認めたいんで、この意見書については反対でございます。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、この意見書採択に賛成の立場から討論を行います。昨年10月に消費税が10%に引き上げられて以来、全国各地でたくさんの方たちが被害を受けてます。昨年10月から12月期のGDPの個人消費は、前期比、年率換算でマイナス10.6%という大変な消費の冷え込みの中、全国の百貨店の売り上げは前年比8.8%減、1月になりましても影響は続きまして、鳥取県内では米子高島屋が9.7%、鳥取大丸が14.1%の売り上げ減を記録してます。そんな中で、昨年末から拡大する新型コロナウイルスの影響で、世界経済はリーマンショック以上の打撃を受けると言われてます。

同僚議員からお話ありましたように、政府は幾つかの経済対策を打ち出してありますが、まず疑問なのは、果たして有効なのかどうか。特に、旅行代金を補助するとか、商品券を出すとかっていうようなことを言ってるんですけど、旅行代金っていうのは、まずコロナウイルスのこの問題がおさまらない限りは、そちらにはまず皆さん旅行には行けないと思いますし、商品券にしても、これも実際に欲しいのは、家賃が払えないとか借金が返せないとかという、本当に切実な中小企業とか低所得者の方の問題を解決すること、商品券を出すというのがそれに役に立つのかということ、ちょっと私は疑問に思います。むしろ、仕事を押しつけられるのはいわば日南町のような自治体、地方自治体が仕事を押しつけられて、非常に事務作業がふえる割に効果がないんじゃないかと私は考えております。

それで、何よりも個人消費の冷え込みの大きな原因となっているのは消費税ですから、この減税をするのがいいというのが私の考えなんですけども、政府はしようしないということで、これは多くの人々が信じてる、政府も言ってます、信じてるというのが、なぜ減税

しないか。消費税は社会保障の財源だからということで減税してはいけないんだという意見が一部に、一部にというか、かなり広く広まっておりますけれども、これについて、ちょっと長くなりますがちょっと反論したいんですけれども。できるだけ短く、済みません。

1997年の消費税の3%から5%への増税後、17年間消費税据え置かれてましたが、2014年に8%へ、昨年10月には10%ということで、ここ6年で倍に引き上げられました。一方で、社会保障費は、生活保護基準や年金の引き下げ、社会保険の保険料の引き上げと給付水準の引き下げなどが続いています。消費税を社会保障の財源としているというよりは、むしろ消費税増税と社会保障の削減が同時に行われているように見えます。そもそも消費税を社会保障の財源とするということはどういうことでしょうか。もし消費税を社会保障の……。

○議長（山本 芳昭君）岡本議員、簡潔にお願いいたします。

○議員（3番 岡本 健三君）済みません。

社会保障の財源に充てると、結局、もともと社会保障を担っていた所得税、法人税などが浮くわけです。この浮いた分の税収がどうなってるかといいますと、実際1989年の消費税導入後のことを考えてみますと、消費税導入によっての税収というのが349兆円で、法人三税の減税額が280兆円ということで、結局消費税は実際にはその8割以上が法人税減税のために使われてるという、そういうことです。社会保障のうち法人税、所得税など、所得の高い……。

○議長（山本 芳昭君）簡潔にお願いします、簡潔に。

○議員（3番 岡本 健三君）はい、わかりました。

そういうことで、結局こういう方法をとるということは、むしろ消費税の増税が格差の拡大を生んで、それが社会保障費の増大を招き、さらに消費税を増税しなければならない悪循環につながるおそれすらあります。このような悪循環をとめるためにも、消費税減税で個人消費の拡大を図り、それによって景気の悪化を少しでも食い止めなければなりません。そのためには、消費税5%への緊急減税が必要であることを申し上げて、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）2名であります。起立少数であります。よって、発議第4号は、否決されました。

日程第38 発議第5号

○議長（山本 芳昭君）タブレット60ページから61ページ。

日程第38、発議第5号、社会保障制度の充実を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案者から趣旨説明を求めます。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）

発議第5号

社会保障制度の充実を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年3月25日提出

提出者	日南町議会議員	久代 安敏
賛成者	同	岡本 健三

以上であります。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第38、発議第5号、社会保障制度の充実を求める意見書提出についての討論を許

します。
まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）我が国全体として人口減少社会に向かう、そして高齢化率が高まっていく現状において、社会保障の充実はとても大きな課題であります。しかしながら、ここの意見書案に書かれておりますような病院での窓口負担の増大、負担の増にいたしましても、やはり若い世代を救うというか、若い世代のためにもやっぱり所得のある高齢の方には一定の負担を求めざるを得ないと思っておりますし、紹介状のない大病院の受診等につきましても、地域医療の役割分担、安定的に維持するためにも必要なことであるろうと思っております。また、兼業、副業を認める働き方改革につきましても、これが直ちに長時間労働を強いるものでもなければ直結するものでもないと思っております。柔軟な働き方を各個人が選択できる状況だと思っております。

全体といたしまして、社会保障と、いわゆる負担と給付の関係であります。今、我が国の租税負担率は約25%、社会保障負担率は17%余り、合計、2つ合わせた国民負担率は42%であります。これの負担と給付の関係ってというのは抜本的に考えていかなければ、これからの人口減少社会、高齢化社会に向かっていくには十分な検証が必要だと思っておりますけれども、先ほど言いましたような3点のことが意見書に趣旨としてありますけれども、こういったことについては今の状況の中で意見書として提出することには反対であります。社会保障制度の充実を求めるということについては理解をできますが、意見書の内容等について理解しがたい部分がありますので、反対といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、社会保障制度の充実を求める意見書採択に賛成の立場から討論を行います。

まず、初めに申し上げておきたいのは、この意見書はあくまでも案でございますので、中身の修正が必要であれば、それは後ですればいいだけの話であって、もし総論として賛成していただける方には賛成していただきたい。中身については、また議論すればいいということはありませんので。

ただ、この内容に沿って説明、討論いたしますけれども、これは結局何に反対してるかという、これは安倍政権が進める全世代型の社会保障というのに、けしからんという、そういう意見書になってるわけなんですけれども、この全世代型社会保障の正体というのは、大企業が中心となって進める全世代へ痛みを押しつける社会保障の改悪であるというふうに私は考えております。それは、この制度を進める全世代型社会保障検討会議のメンバーが、経団連の会長ですとか、経済同友会代表、あるいは、これまで社会保障や労働法制の改悪を進めてきた人たちから成ってしまっていて、労働者ですとか医療、介護の現場を知ってる方、保険の受給者など、当事者代表が入っていないという、そういうことから明らかではないでしょうか。意見書の案にありますように、全世代型社会保障には、75歳以上の医療費の窓口負担の引き上げ、紹介状なしで大病院を受診するときの負担の増額、労働者に長時間労働を強いる兼業、副業の促進、マクロ経済スライドによる年金カットなどが盛り込まれています。そのほかにも、この中には介護保険施設に入所する、年金が月10万円から12万9,000円の方の食費負担を2万2,000円値上げする、あるいは、企業で継続して働く65歳以上の方の非正規化、低賃金化と、無権利化につながる高齢者雇用安定法等の改定、年金受給開始時期の上限の75歳の引き上げなどが含まれております。特に高齢の方にとってますます厳しい制度を押しつけていると言えます。若い世代が安心して働き続けるためにも、年をとったときに手厚い社会保障が受けられるということはとても大切なことです。そういう意味で、まさにこの安倍政権が進める全世代型社会保障の制度は、全世代へ負担と不安を押しつける最悪の制度だと思います。この制度の撤廃と社会保障制度の充実を国へ求めるために、この意見書の採択を訴え、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）2名であります。起立少数であります。よって、発議第5号は、否決されました。

日程第39 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君）日程第39、議員派遣の件を議題といたします。
今後、予定されております議員派遣については、タブレット62ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、62ページのとおり決定いたしました。

日程第40 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君）タブレット63ページ。

日程第40、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）令和2年3月の定例議会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月3日から長期間にわたる定例議会、本当にありがとうございました。また、全ての議案の御承認賜りましたことにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

まず、本日の件でありますけれども、住民の皆様には、本当に大変な御不安や御迷惑をおかけしましたことにおわび申し上げたいというふうに思っております。また、予告の方につきましては、本当に卑劣で無責任な行動はやめていただきたいということを強く伝えます。そして、できることを、町でできる対応策もこれから考えていきたいというふうに思っております。

新型コロナの関係でございますが、終息の方向に向かうどころか、世界では急速に感染が蔓延しておりまして、入国禁止などの対策が進んでおるところでございますが、経済への影響やオリンピック等への話題が今進んでおるところではあります。いずれにしましても、早くワクチンなどの開発を急いでいただきながら、鎮静化を世界の誰もが望むところであり

ります。また、4月からは、働き方改革の推進が求められております。どう変革したらできるのか、働いている従業員と企業のトップ、両方の意識改革と実践が必要であるというふうに思っております。ある企業では、派遣経済という概念で、従業員一人一人を大切にしているという取り組みがされておられます。人材不足の今、企業に求められているものの一つになる要素ではないでしょうかというふうに思っています。いずれにしましても、これからの時代に対しての意識改革がまず重要だというふうに私自身は思っております。

本定例会の一般質問であります。昨年の私が掲げた目標に対する内容であるとか、今回の施政方針に関する案件、あるいは、今推進しております最中の案件など、さまざまな分野にわたる内容でありまして、有意義な議論ができたというふうに思っております。今後はの推進に情報共有しながら、前進していきたいというふうに思っておりますので、引き続き御支援いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、町民の皆様には、コロナウイルスが蔓延しております。危機意識を持ち、一人一人できることを行っていたいただきたいというふうに思っております。朝夕まだ冷え込んでおりますけれども、健康に留意していただくことをお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、令和2年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午後6時17分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君）閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、3月3日から23日間の長期にわたり審議を行い、本日、全議案を議了いたしました。会期中には、令和元年度補正予算、条例の制定及び一部改正、第6次日南町総合計画基本構想の策定などについて、また、総額が104億8,900万円、そのうち一般会計は67億円で、前年度と比較して、11億8,600万円の減少となる令和2年度予算を御審議いただき、ただいま閉会できましたことは、議長としてまことに感謝にたえません。また、執行部並びに職員各位におかれましては、議案説明等、議案審議や議案運営に格段の御協力をいただき、まことにありがとうございました。衷心より厚くお礼を申し上げます。令和2年度予算について、審議過程で出された要望や意見、そして、予算審査特別委員会での審査意見などを十分精査され、執行されることを強く望みます。

さて、今年度を振り返りますと、議員定数が10名となった初年度であり、今までにない手探りの部分も多い議会運営でありました。そのような中で、議会基本条例を一部改正し、日南町議会災害発生時対応要綱を策定できましたことは、小さいながら、議員研修等の成果であったと感じているところでもあります。この要綱は、4月1日からとしておりますが、本日あったような事件のときにも有効であるというふう実感を感じたところでもあります。

さて、定例会初日にも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染がおさまりません。先ほど町長もおっしゃいましたが、世界的な規模で感染が広がり、昨日、安倍首相は、1年程度の東京オリンピック延期を要請されました。幸い鳥取県内ではまだ感染された方はおられません。多くのイベントが中止や延期になっています。早期に終息するとは思えません。手洗い等予防対策に努めていただきたいと思います。

議員各位におかれましても、体調管理に十分注意をされ、議会活動に邁進されますようお願いを申し上げ、閉会といたします。

長期間、御苦労さまでございました。
